

抜本的税制改革に向けて - 法人税改革のあり方

21 世紀政策研究所 研究主幹

森信 茂樹(中央大学法科大学院教授)

法人税率引き下げの必要性

わが国の法人税実効税率は、米国と並んで先進国最高水準にあり、企業の国際競争力に与える影響だけでなく、企業立地競争力の低下も招いている。その結果、日本企業の、低税率国への付加価値・所得移転が進んだり、海外子会社での所得留保や本邦への還流が進まないという状況が生じつつある。また、欧米企業が日本での事業展開に当たって、アジアの低税率国の拠点を通じて事業を行うというプランニングも増え、わが国の雇用や税収もその分失われている。つまり、高水準の法人実効税率が、わが国の「立地としての国際競争力」を損ないつつある。

本年 1 月からドイツは、自国の企業立地上の国際競争力を強化し、オランダやアイルランド等の低税率国に移転している所得を取り戻すということを理由に、実効税率の 10%引き下げ(40%から30%へ)を行った。

わが国で、法人実効税率を 10%引き下げるには、5 兆円(消費税 2%分)の財源が必要となる。ドイツは、課税ベースを拡大して 10%の引き下げを行ったが、日本で、法人税の課税ベース拡大というと、最大の減収額項目の租税特別措置である研究開発促進税制の廃止でも、引き下げ幅は 2%弱にしかない。その上、研究開発減税がデフレ経済を脱する過程で、わが国経済の国際競争力強化・活性化に大きく役立っていることをどう考えるかという議論が必要になる。しかし、当面 2%でも、対外的なメッセージとして引き下げるべきだという考え方もあるので、このあたりの議論を整理する必要がある。

いずれにしても、先進諸国並みの水準にするための大幅な引き下げは、抜本的税制改革の中で消費税の在り方等を踏まえた検討を行い、国民の理解を得つつ進めていく必要がある。

具体的な論点

法人税をめぐる欧州諸国の議論の背景には、ヒト・モノ・カネが自由に移動する世界の中で、効率的な税制への転換を図ることによって経済成長を促し、高齢化社会のもとで安定的な社会保障を提供できる国家を維持していこうという思想がある。わが国の置かれた状況も、アジア諸国の繁栄のもとで、欧州諸国と同じ状況にあり、法人実効税率の引き下げを早晚論じる必要が出てくるであろう。そこで、その時に備えて以下のような論点について議論を整理しておく必要があると考える。

- 1．法人税の引き下げを国民にどう議論し理解を求めていくか
- 2．課税ベースを拡大して税率を引き下げる選択肢について
- 3．法人税引き下げの効果（帰着、所得分配論）
- 4．先進各国の法人税改革論議 マーリーズ報告を踏まえて
- 5．国外所得免除方式への転換について
- 6．その他（地方法人税の問題等）

このプロジェクトでは、以上の5点について議論を行いつつ、わが国の法人実効税率の引き下げについて具体的な提言を行っていきたい。